

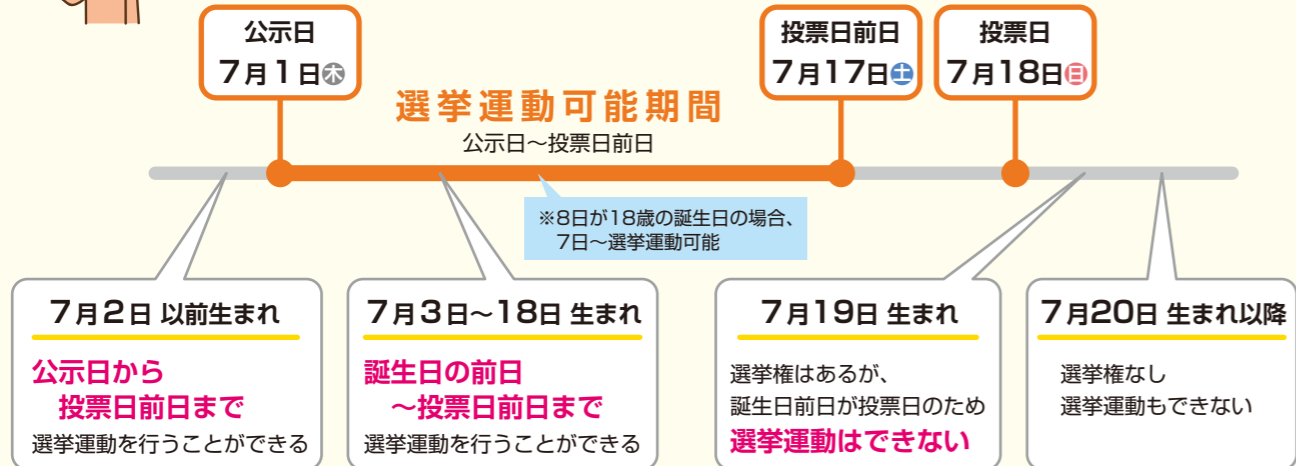
選挙と誕生日の関係



投票日当日に満18歳になる人までに選挙権があります。
投票日の翌日が誕生日の人までが対象となります。

18歳の誕生日に注意！
満18歳未満の人は
選挙運動ができません

例えば…7月18日(日)を投票日と仮定した場合



総務省・文部科学省「私たちが拓く日本の未来」を基に作成

選挙運動とは？



特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的として、投票や応援を依頼するものです。
選挙の公正・公平を確保するために公職選挙法でルールが決められています。

選挙運動の仕方はいろいろ
候補者や政党についての情報源となります

- ポスター
- 街頭演説
- 演説会
- 選挙運動用自動車からの連呼
- 電話による投票依頼
- 選挙公報
- 新聞広告
- 政見放送
- インターネット
(ホームページ・ブログ・TwitterやFacebook等のSNS・動画サイトなど)
- 電子メール ※候補者と政党等にに限られます

有権者が電子メールを利用して選挙運動をすることは禁止されています。転送もできません。インターネット上のデータや電子メール等を印刷して配布することも禁止されています。

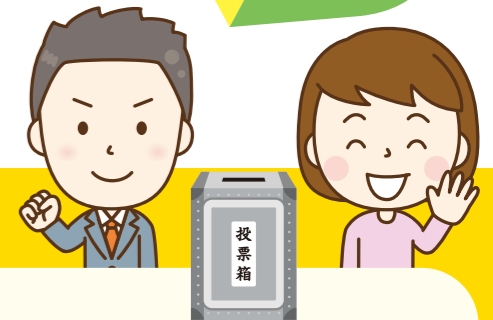
18歳未満の人は、シェアやリツイートなどもできません



寄附は禁止！ 政治家が選挙区内の人に寄附をすることは禁止されています。有権者が求めてもいけません。

選挙はあなたの未来につながっています。
まずは投票に行ってみよう！自分の意思表示をしよう！

新たに有権者になる みなさんへ



選挙とは？



平成28年7月に執行予定の参議院議員通常選挙から選挙権年齢が満18歳となります。わたしたちの生活や社会をよくするために、わたしたちの思いを反映させてくれる代表者が必要であり、その代表者を決めるのが「選挙」です。
どんな代表者を選ぶかで暮らしは大きく変化します。あなたの意思を政治に反映させる重要な機会を逃さず、ぜひ投票に行きませんか！あなたの一票が、若者に焦点をあてた政策につながる大切な一歩となります。

選挙権を有する方を登録した名簿です。あらかじめ選挙権の有無を調査し、選挙権を有する方を登録しておくことで、選挙の際、この名簿と照合して確認し、円滑な投票や二重投票の防止を図ることができます。
毎年3・6・9・12月に登録が行われます。また選挙が行われる時には別に登録が行われます。選挙人名簿に登録されるのは、その市区町村に住所を持つ、年齢満18歳以上の日本国民で、その住民票がつくられた日（他の市区町村からの転入者は転入の届出をした日）から引き続き3か月以上その市区町村の住民基本台帳に登録されている人です。

投票するには
「選挙人名簿」に
登録されていることが
必要です

選挙人名簿とは？

住民票は どうなっていますか？

入学や就職で射水市外へ引っ越した場合、住民票の届出をしていないと、新しい住所地での投票はできません。
射水市内に引っ越した場合も同様です。射水市に住民票がないと、射水市での選挙はできません。

選挙の種類



衆議院議員	小選挙区	定数 295 (富山県は3)	選挙権 18歳以上	被選挙権 25歳以上	任期 4年
	比例代表	定数 180 (北陸信越ブロックは11)			
参議院議員	選挙区	定数 146 (富山県は2) (*1)	選挙権 18歳以上	被選挙権 30歳以上	任期 6年
	比例代表	定数 96 (*1)			
富山県知事	定数 1		選挙権 18歳以上	被選挙権 30歳以上	任期 4年
富山県議会議員	定数 40 (射水市は3)		選挙権 18歳以上	被選挙権 25歳以上 (*2)	任期 4年
射水市長	定数 1		選挙権 18歳以上	被選挙権 25歳以上	任期 4年
射水市議会議員	定数 22		選挙権 18歳以上	被選挙権 25歳以上 (*2)	任期 4年

*1 3年ごとに半数が改選

*2 その選挙の選挙権を持っていること

最近の選挙の状況

衆議院議員総選挙(2種類)



小選挙区制

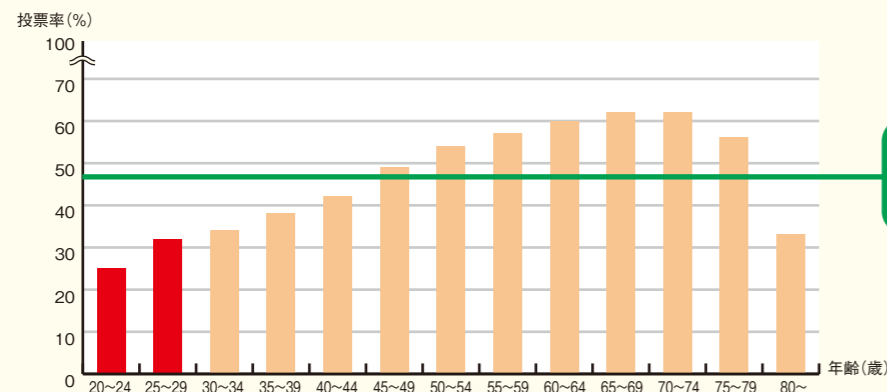
1つの選挙区から1人を選ぶ
(富山県全体で3人。射水市は第3区)

比例代表制

政党を選び、
各政党等の得票数に応じて議席を配分

年代別投票率(小選挙区)(平成26年12月14日執行)

富山県選挙管理委員会資料を基に作成



富山県平均投票率
47.46%



参議院議員通常選挙(2種類)

選挙区制

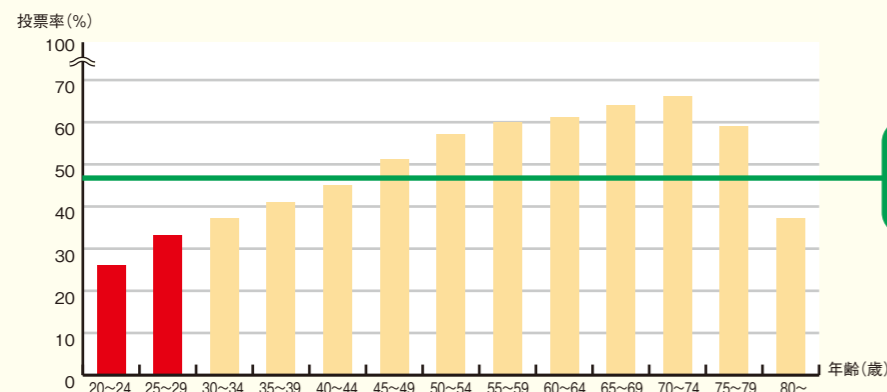
富山県全体で2人を選ぶ
(3年ごとに半数が改選のため、1回の選挙では1人を選ぶことになる)

比例代表制

政党や団体、個人等を選び、
各政党等の得票数に応じて議席を配分

年代別投票率(選挙区)(平成25年7月21日執行)

富山県選挙管理委員会資料を基に作成



富山県平均投票率
50.23%

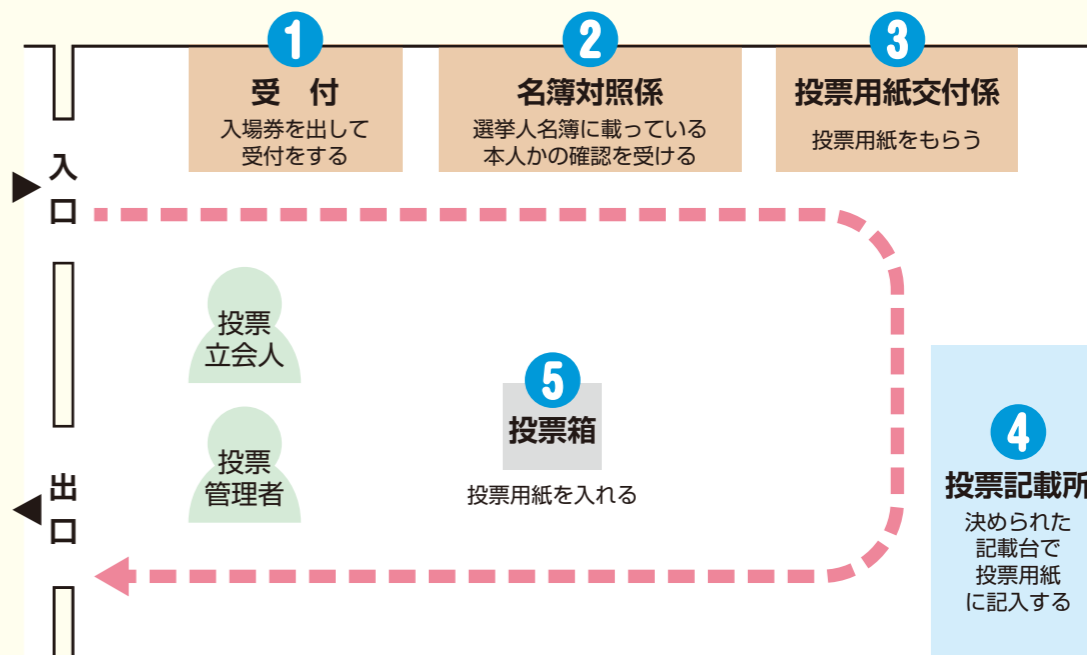


**20代の投票率は低い状況となっています
今後10代の投票率が注目されます**

投票の仕方は?



投票所での投票は、以下のような流れで行われます。



※点字投票……目が不自由な人は、点字で投票できます

※代理投票……読み書きが困難な人は、投票事務従事者が代わって記入します

入場券は郵送で届きます。忘れたり紛失したりした場合でも投票はできますので、投票所で申し出てください。



用事があって、当日投票に行けない場合は、どうしたらいいの?



期日前投票

選挙の公示又は告示の翌日から投票日前日までの期間、市内の「期日前投票所」で投票できます。

不在者投票

- **名簿登録地以外の市区町村における不在者投票**
出張や旅行等で市外に滞在している場合、不在者投票の手続きをすれば滞在先の市区町村で投票することができます。
- **病院等における不在者投票**
病院や老人ホーム等に入院又は入所している場合、指定の施設等であれば施設内で投票することができます。
- **郵便等による不在者投票**

身体障害者手帳か戦傷病者手帳を持つ(該当する障害の程度が決められています)又は介護保険の要介護状態区分が「要介護5」の場合、あらかじめ手続をすれば、郵便等による投票ができます。

※期日前投票期間中において満18歳になる前に投票する場合、不在者投票の扱いになります。

在外投票

仕事や留学等で海外に住んでいる場合、あらかじめ手続をして在外選挙人名簿に登録されれば、外国にいながら投票することができます。ただし、衆議院議員選挙と参議院議員選挙に限られます。